

## 協同労働の法制化のポジション

石見 尚（東京都／日本ルネッサンス研究所）

### 協同労働とは

成熟社会への移行と経済のグローバリゼーションが始まった1990年代には、成長経済の時代とは様変わりした社会現象が多く出現してきました。その中には新しい切り口に立って発想すれば、別の可能性が拓ける課題が沢山あります。労働者協同組合の普及はその一つであります。

「協同労働」は2つの側面をもっています。

第1は、企業に雇用されて働くいわゆる「雇用労働」ではなく、自律性をもって協同組合を組織して働くということです。

第2は、1つの事業組織として、仕事を分担し、共同の事業所において統一のあるタイムスケジュールで働くということです。

若干の補足をしよう。現在一般におこなわれている労働には、雇用労働と自営労働があります。

「協同労働」は雇用労働でも自営労働でもない第3の集団的な組織労働です。労働組合と違うのは雇用労働ではないこと、また事業体としての持続性のために協同組合の形態をとることです。固苦しい組織のように見えますが、内部ではボトムアップ型の運営、すなわち徹底した参加型民主主義をとり、構成員の自発性を尊重するから、会社や官庁の管理労働よりは個性を發揮する可能性が誰にも拓かれます。

「協同労働」は21世紀の社会の原理、すなわち「個人主義に基づく集団主義」の実践であります。「個人主義を基礎とするグループイズム」は、いまアメリカやヨーロッパが模索している社会原理です。「協同労働」は次の社会を先取りした労働のモデルであります。

### 協同労働の諸形態

協同労働の形をとった事業組織は、1980年代から多種多様な分野で起こっています。電話帳に溢れる業種別の労働を「協同労働」という共通の概念で整理すると、その協同活動の組織形態は、およそ次の4つの形態に分かれています。

第1種 共同施設型協同労働（以下、協同労働の文字は省略します）—これは生協の共同購入活動を組合員が自分たち自身の協同労働で行うもので、デポ（荷さばき・保管所）のタイプをとる形態のものに典型的にあらわれます。幼児をもつ母親たちが自分たちの子どもの共同保育に従事する場合はこれに該当します。農業で言えば農事の一部を協業化する法人である農事組合法人（第1号）がこれに近い形態であります。

第2種 共同経営型—協同労働をもって、自己的企画と資本と責任で、組合員以外にも物やサービスの提供を行う事業体であります。このタイプはワーカーズ・コレクティブの手づくりパンや仕出し弁当の生産など多様な業種に多く見られます。これらの中には現在やむをえず「企業組合」の法人格を得て登記している組織があります。実際、中小企業等協同組合法が法定している「企業組合」は協同労働の第2種 共同経営型にはいります。農協法に法定されている農事組合法人第2号は、これに該当すると言えます。

第3種 包括契約型—これは事業の発注先の依頼を受け、事業の全部または一部を契約によって包括的に受注し、その事業計画を協同労働組織の責任で行うものです。労働組合と違う点は、発注者に雇われて、発注者の監督のもとに働くのではなく、自己資本、自己のノーサウ、経営・人事管理権をもって行うものです。これは労働者協同組

合のビル・メンテナンスや都市公園の管理、病院の清掃などで行われている形態であります。生協のデリバリセンターで仕事をしている請負ワーカーズもこのタイプに入ります。

第4種 複合型—このタイプは以上の第1種から第3種までの活動形態を複合したタイプです。たとえば生協の福祉事業は、福祉生協と協同労働の第2種と第3種の複合です。高齢者協同組合は複合型に該当します。農事組合法人にはその第1号と第2号の複合タイプが認められています。

このように協同労働を形態別にタイプ分けをするのは、法制化にあたって剰余金の性質をめぐって、その労働配当（従事分量配当）の仕方に関係があるからであります。また共同（不分割）資本の蓄積の方法にも関係があるからであります。

### 協同組合法との関連

協同労働の事業体は全国的に急速に広まる勢いとなっているが、事業から見れば、国・自治体の行政サービスと民間営利企業のスキ間を埋めるいわゆる「スキ間産業」の1種として片づけられてきました。そのうえ、協同組合法においても、農事組合法人と企業組合という限られた範囲を除いては、法的裏付けがなされていないわけであります。労働者協同組合の法制化の内容は、協同労働を行う組織の社会的認知とその振興を支援する制度から成ります。その法制化は、日本の現行の協同組合法の体系とは多少異なった面が出て来るかと思われますので、その前提として日本の現行協同組合法制の特殊性についてコメントしておく必要があります。

ご承知のように、日本では農協法、森林組合法、漁協法、中小企業等協同組合法、生協法すべて業種または職能別の協同組合法になっていて、協同組合運動の機能または活動に基づく法体系になっていないであります。縦割り行政の改革の必要が叫ばれていますが、現行協同組合法は縦割り行政別に法制化されています。それに反し、市民社会の歴史の長い欧米では、協同組合は縦割りではなく、機能別に認知する法制になっています。

選択の自主性を尊重するからです。因みに、ICAの「21世紀における協同組合のアイデンティティ」の背景報告で、イアン・マクファーソン氏は多様な協同組合の共通の土台として5つの協同組合のタイプをあげています。すなわち①消費者協同組合（購入）、②協同組合銀行（信用）、③第1次産業の販売協同組合（販売）、④サービス協同組合（サービス提供）、⑤生産者協同組合（労働）の5つの機能別になっているのであります。

日本のように農林漁業や中小企業を対象とした職業別の協同組合法では、「労働」は家業に付随した観念になります。つまり農林漁業、零細商工業者の「自営労働」と無償の「家事労働」に解消されてしまい、人間の社会を支える労働として独自に価値を認める視点が欠落してしまう弊があります。換言すると、現行協同組合法では「始めに職業ありき」で組織が決まってしまいます。そのため農業や自営業の後継者が少なくなると協同組合の組織そのものが衰弱します。協同組合法制を「始めに人間ありき」の立場に変え、人間が変わり、地域社会が変わるに応じて、多様な形態の協同組合を柔軟に編成できるようにするのが私達の主張する法制化のポジションです。

現行の各種協同組合法の一部修正によって、協同労働を法認するのが得策ではないかと言う意見があります。可能ならば、それも一案かと思いますが、法律にはそれぞれの趣旨、目的があって、無原則に「協同労働」を挿入することは、それぞれの法律の建前を崩すことになります。

一番多い意見は、中小企業等協同組合法の「企業組合」の修正の考え方です。「協同労働」の諸形態のうち、「企業組合」に近いのは、「協同労働」の第2種に限られます。前述の第1、3、4種は中小企業等協同組合法の目的からはみ出るよう思われます。中小企業等協同組合法は本来、中小規模の事業者の協同事業の組織について定めたもので、労働の協同化を法認するための法律ではないからです。「企業組合は、組合員たる個人が互に資本と労働をもちより、相寄り相助けつつ共同事業を行おうとする組合形態である。したがって、

それ自体が一個の完全な企業主体であり、組合員の事業にかんする共同事業を行うものではなく、組合員たる個人は、かつて事業者であったとしても、原則として自己の事業を廃止し、企業組合の事業に従事し報酬を受ける勤労者的存在にならなければならない」（中小企業庁組織課編著「中小協同組合法の解説」68頁）と説明されています。この解説のとおり、企業組合は共同経営企業体なのであって、生活の価値や生産労働の価値観に基づいて、自分たちの労働力を元本として共同資本を蓄積していく「協同労働」者よりも資本と技術の豊かな中小業者の組織が想定されていると思われます。

他の一つの意見は、生協法の中に協同労働の規定を設けることができないかというものです。たしかに協同労働の第1種と第4種の一部は、生協法に挿入することは生協法の趣旨に反するものではありません。しかし第2と第3のタイプは、生協法にははじめないものです。

最後に、農協法の農事組合法人の規定を拡張できないかを考えましょう。農協法は、その目的が「農民の協同組織の発達を促進」すること（農協法第1条）にあり、組合員資格を農民に限定し、また地区的住民で農業施設を利用することを適当とする者に限られています。もし「農事組合法人」を「協同労働組合法人」に書き替えるとすれば、農協法は別の法律に変わってしまうでしょう。

以上の検討から言えることは、「協同労働」という機能に基づいた横割りの組織は、縦割りの業種別または職能別協同組合法の修正では法認することは無理かと思います。それぞれの業種別協同組合法の企業組合や農事組合法人の規定はそのままにしておいて、むしろ「協同労働」にかんする法律を別途制定した方が、統一のとれた整合性あるものになると思うのです。

## 法制化の効果

労働者協同組合を社会的に認知し法人格を与えることは、3つの点で日本社会を活性化する契機となります。

第1は、日本の協同組合自体の活性化です。あと5年後に迫った21世紀の協同組合は、生協にしろ農協にしろ、従来の事業のほかに、生活、環境、福祉、文化、健康、レジャー等の多面的機能を提供する複合的な協同組合に転換していく必要があると予想されます。それが協同組合の生き残る道であります。そのためには、さきにあげた4つの形態の「協同労働」による多種多様な生産・サービスの機能と結合しなければなりません。協同労働の法制化は生協や農協の活性化の一里塚でもあるのです。

第2は、核家族化によって独り暮らしの高齢者が増えた大都市、また労働力の高齢化と農業後継者の離農に悩む過疎農村にとって、頼りになるのは自力更生の協同労働だと言うことです。企業が来るまで待つのではなく、また雇われるために地域を去るのではなく、自主的に隣人の面倒を見たり、地域で仕事おこしをする道が結局は早道です。そのためコミュニティの持続性を確保する仕事起こしが「協同労働」なのです。

第3は、労働者協同組合がアジアの諸国民とのこれから国際交流に役立ちます。発展途上国の勤労者や農民は、家族の生活を支える仕事づくりを望んでいます。日本企業によって雇用されるのは、運の良い一部の人達です。まだ生協はアジアの大都市の購買力ある中産階級の市民に役立ちますが、地方都市や農村の人々には、多種多様な生産労働をする組織が望まれるのです。ヨーロッパの海外援助には労働者協同組合の技術協力が役立っています。EU委員会はその公的支援を行っています。日本の賢明な政策立案者の選択すべき道を、ヨーロッパ、カナダの先進事例が示していると思われる所以あります。